令和　　年　　月　　日

茅ヶ崎市

茅ヶ崎市長　佐藤　光　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　抵当権及び質権の設定者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　印

　　　抵当権及び質権の権利者

住所

氏名

抵当権及び質権設定承諾申請書

　　　　抵当権及び質権の設定者　　　　　　　　　　（以下「設定者」という。）と、抵当権及び質権の権利者　　　　　　　　　　（以下「権利者」という。）とは、設定者の権利者に対する下記１の土地に対する下記２の借入債務の担保とするため、下記３のとおり抵当権を設定します。また、下記１の土地に茅ヶ崎市が設定する買戻特約が行使され、又は契約を解除したことにより生ずる不動産譲渡代金の返還請求権に下記４のとおり質権を設定することについてご承認くださるよう申請します。

記

１　土地の所在・地番

　　地目及び面積

２ 借入債務の明細

借入金額　　　　　　　 金　　　　　　　　　円

　　借入契約日　　　　　　 令和　　年　　月　　日

　　借入期間

３　抵当権の内容

抵当権の順位　　　　　 第　　　順位

　　設定金額　　　　　　　 金　　　　　　　　　円

　　設定日付　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

４　質権の設定日付　　　　 令和　　年　　月　　日

|  |
| --- |
|  |

　申請のとおり、抵当権及び質権の設定を次の条件を付して承認します。

　令和　　年　　月　　日

茅ヶ崎市

茅ヶ崎市長　佐藤　光

【条　件】

　質権の設定に係わる譲渡対価返還請求権の範囲は、茅ヶ崎市と　　　　　　　　　との間で令和　年　月　日に締結した市有財産売買契約の売買代金を設定者が所有する面積で按分して算出した額から同契約に定める違約金等の金銭債務の合計額を控除した金額を限度とします。

　ただし、すでに質権設定がされている場合は、上記違約金等の金銭債務を控除した後の金額から既存の質権に係る権利者の債務額を差し引いた金額を上限とします。